

## お詫び

### 固定資産税算定誤りによる国民健康保険税（資産割）追徴及び還付について

納税者の皆様には、平素より国頭村税務行政にご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

この度、固定資産税算定誤りによる国民健康保険税（資産割）追徴及び還付が発生しましたので、下記のとおりご報告させていただきます。

納税者の皆様には、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。再発防止と信頼回復に向けて全力で取り組んでまいりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

#### （内容・主な要因）

去年4月に固定資産税算定誤りが発生し過小に課税していたものは追加徴収、過大に課税していたものは還付となりました。これに伴い、国民健康保険税の資産割額に影響が生じ、追加徴収及び還付が発生しました。

#### （課税誤りの影響による追徴及び還付の対象件数と対象額）

- ・追徴対象：5ヵ年遡及 平成26年度～平成30年度が該当（固定資産税算定誤りの年度）  
追徴件数 209件（実人数） 金額合計 896,100円
- ・還付対象：10ヵ年遡及 平成21年度～平成23年度が該当（固定資産税算定誤りの年度）  
還付件数 86件（実人数） 金額合計 269,900円

#### （今後の対応）

追加徴収については、地方税法の規定により、過去5年分（平成26年度～平成30年度）の追加徴収を行います。

還付については、地方税法並びに国頭村固定資産税課税誤りによる国民健康保険税等過誤納金還付取扱要綱の規定により10年遡及（平成21年度～平成23年度）還付を行います。

対象となる納税者の皆様に対しまして、納付書及び還付等書類を送付いたします。ご来庁、お電話によるお問い合わせ、納付、分納、還付手続き等のご相談については、国頭村役場 福祉課 国保係にてご対応させていただきます。

国頭村長 宮城 久和



お問い合わせ先  
国頭村役場 福祉課 国保係  
電話 0980-41-2765